

文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答								
	区分	分野								支障事例										
										団体名	支障事例									
183	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財保護行政の所管組織の選択制	現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。	・平成19年の地教行法の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツ等に関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興、地域活性化は一体となった取組が可能となり、ジャマイカの陸上チームの合宿地に選ばれるなど、首長部局で実施することによる効果があった。 ・道路建設に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査については、工事計画にあわせて首長部局から教育委員会に委託することにより実施されているが、文化財に関する事務を首長部局で実施することにより、調査手数が簡便化できるとともに、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、選択見学者のための駐車場の整備など迅速に対応が可能となる。 ・文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスマースな検討が可能となる。 ・(例)テマ�性もった駅ビル一帯の設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ) ・文化財を核としたまちづくりの推進 ・伝統工芸品などの振興による産業の活性化など ・鳥取県の中部地震の復興に際しては、住宅の復旧が6割程度なのに対し、伝統的建造物群の文化財については1割も修繕が終わっていないなど、復旧事業が遅れている状況にある。	・地方の魅力や産業の付加価値を生み出す拠点として、地域活性化や地域経済への波及などの効果が期待できる重要な文化資源である文化財の保護・保存・活用などを、学術的価値を十分に踏まえさせて、観光振興や産業振興を組み込んだ首長部局で一括して実施することにより、既存の文化行政の枠組みにとらわれず、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができる新たな社会的・経済的価値の創出が期待できる。 ・また、災害復旧への迅速かつ機動的な対応を可能にするために、首長部局が文化行政も所管できるようにする。 ・文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスマースな検討が可能となる。 ・(例)テマ�性もった駅ビル一帯の設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ) ・文化財を核としたまちづくりの推進 ・伝統工芸品などの振興による産業の活性化など ・鳥取県の中部地震の復興に際しては、住宅の復旧が6割程度なのに対し、伝統的建造物群の文化財については1割も修繕が終わっていないなど、復旧事業が遅れている状況にある。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 文化財保護法	内閣官房、文部科学省 島根県、山口県、徳島県	なし	ひたちなか市、徳島市	○文化財の活用の観点から考えた場合、部局が異なることにより、横の連携がうまくいかず、史跡の整備・パンフレット作成等、別々に実施・作成するケースが多く、効率が悪いため、市長部局が埋蔵文化財を含めた文化行政も所管できるような制度改訂が必要に思われる。 ○文化財を活用した地域活性化の施策の必要性が全国的に求められている現状、本市においても文化財の本質的価値を維持しながら、地域の歴史や文化を魅力的な形で伝え、文化財の新たな活用施策を展開するための取り組みをはじめている。今後、文化財の活用については、教育委員会が首長部局だけではなく、都市整備部、経済部、市民環境部において側面的に歴史・文化に関する施策を行っている市長部局と横断的・一括的な実施により施策効果を高めることができると期待できる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほかに、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失・毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等があるため、「教育行政部局が担当する必要がある」と整理している。								
224	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財を活用した観光振興、地域振興のための法規の見直し	文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるように、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。 大分県では、平成30年開催予定の「第33回国際文化祭おおいた2018、第18回全国障害者芸術祭おおいた大会」をはじめとして、同年の国東半島宇佐地域・六郷満山開山1300年記念祭や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。	【支障事例】 国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。 大分県では、平成30年開催予定の「第33回国際文化祭おおいた2018、第18回全国障害者芸術祭おおいた大会」をはじめとして、同年の国東半島宇佐地域・六郷満山開山1300年記念祭や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。	【効果】 知事(知事部局)が文化財保護行政を直接実施することができるなどことで、文化財の「保護」と「活用」の一体化的な実施や、より効果的な観光振興、地域振興、ひいては地方創生を図ることができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号	内閣官房、文部科学省	大分県				地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほかに、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失・毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等があるため、「教育行政部局が担当する必要がある」と整理している。							
289	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認	国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるとともに2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるよう改正を行うべきである。	【博物館法をめぐる現状の観点から】 全国の博物館の3/4を占める首長部局所管博物館と、その学芸員に法的根拠がなく、信頼性の向上や安定的人材確保につながっていない。 【文化財の活用の観点から】 国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した経済活性化について、本道でも知事所管の「北海道博物館」や、明治初期からの歴史的建造物を移築復元した野外博物館「北海道開拓の村」等において、インバウンド拡大に向けての取組を展開中。登録博物館は、教育委員会から首長部局への委託等で、大規模災害への連携体制の確立が急務。国内博物館が「登録博物館」として、災害時の資料移送やスピーディーな対応を実現する際には、首長が最終決定できる体制が必要。	多数の首長部局所管博物館の登録により、制度の幹を一本化し、国内外の信頼性やステータスの向上、長期・安定的な高度人材の確保育成が可能。	博物館法第19条	文部科学省	北海道	群馬県、三重県	○県内の一部の自治体では、博物館の所管を首長部局に移管したために、登録博物館から博物館相当施設に変更した事例があり、博物館の趣旨を生かせる制度改訂が望まれる。	博物館を含む社会教育行政の所管については、平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習」において、政治的中立性の確保や、学校教育との連携の取組等から、教育行政部局が担うべきとの結論が示されている。 現在でも、地方自治法第23条の規定により、地教行法第23条の規定により、教育委員会が行うべきものの中の一つとしてある。このうち、その実現度合いは、各府省の実績によって異なる。 ※現在でも、地方自治法第23条の規定により、教育委員会が行うべきものの中の一つとしてある。このうち、その実現度合いは、各府省の実績によって異なる。								
304	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	国指定重要文化財の保存修理を行う「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合においては、当該補助金交付要綱に基づき、文化庁の承認を受けた主任技術者を使用する必要がある。また、「登録有形文化財建造物修理の設計管理における予算執行上の説明責任を果たすことができる」。	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合における予算執行上の説明責任を果たすことができる。	・登録有形文化財建造物修理の設計管理における予算執行上の説明責任を果たすことができる。 ・文化財保存事業費関係補助金交付要綱 ・指定文化財管理費国庫補助要項	文部科学省	添田町	ひたちなか市、墨橋市、徳島市	○主任技術者既承認団体への業務委託時の設計管理費の積算根拠が明示されていないため、予算要求時の詳細な査定は困難であり、結果として、国指定重要文化財建造物の保存修理を行った場合の設計監理費用は高額なものとなっている。	文化財建造物の修理は、通常の建造物修理に比べて、文化財価値を損なわない配慮が必要である。そのため、そのため工期が長くなったり、多くの経費を要することが珍しい。また、修理の質を担保するため、国庫補助事業においては、文化財が行っている「文化財建造物修理主任技術者講習会」を受講し、文化財建造物の保存・修理における専門的知識・技能を身につけた者等を主任技術者として用いることを求めることで指揮をとっている。なお、設計管理費は、個々の委託先の団体が行っているものであり、文化庁は関与していない。また、文化財建造物は多額であり、保存修理工事の内容も個々異なることから、公定の単価、料金表の積算についても、個々の委託先の団体が行っている。個別の事例については、委託先の団体と十分協議すべきものであり、文化庁としては提案を受け入れることはできない。									

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
地方分権に関する提案募集は、現在、国が持つ限界の移譲や規制の緩和を求めるものであり、第1次回答の前段に過去の答申等を記載いただいた趣旨は、「現在どのような考え方に基づき運用されているかについて状況説明するためであると考える。なお、平成17年12月9日地方制度調査会答申の「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」においては、「地方公共団体の執行機関の組織的形態等については可能な限り地方公共団体が地域の実情に応じて選択できるようにすることが重要である。」、「文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める措置を直ちに採ることすべきだ。」としており、こうした観点からの検討が必要である。		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護しながら積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなど一的に実施することが効果的であると考える。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することも可能とすべきではないか。 ○ 「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等に可能ではないか。 ○ 「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘があるが、これは、政策の意思決定までに時間がかかる、「責任の所在が不明確となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所掌するようにする」とあることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 ○ 年末の閣議決定に向け、「一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。 ○ 「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘があるが、これは、政策の意思決定までに時間がかかる、「責任の所在が不明確となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所掌するようにする」とあることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 ○ 「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等に可能ではないか。 ○ 「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘があるが、これは、政策の意思決定までに時間がかかる、「責任の所在が不明確となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所掌するようにする」とあることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 ○ 年末の閣議決定に向け、「一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。 ○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということが。	現在、文化審議会企画調査会においては、これから文化財の保存と活用の在り方について、大臣諮詢を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。 企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめており、文化財の所管については次のとおり記載された。 ○ 文化審議会企画調査会中間まとめ(H29.8.31) 「文化財保護の所管は教育委員会になっているが、景観・まちづくり行政や観光行政などの他の行政分野も視野に入れた統合の一括的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるよう柔軟性の向上について検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会企画調査会報告書「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の執行に於いて担保すべき観点・専門的・技術的判断の確保等を十分に勘案して検討することが必要である(脚注)。 (脚注)平成25年12月13日文化審議会企画調査会報告書「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することによるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行るべき」とされ、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開発行為への均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。 現在は、中間まとめのパリックコメントと行うとともに、企画調査会においては関係団体へのアピールも実施中、提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したところ。 今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見を踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途の結論を出す予定。 なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに關係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。	
文化財行政について、地方分権の観点から、自治体がふさわしいと考える組織編成を「選択」できるよう、制度改正を求めるもの。 当然、従来からの「保存と継承」や「専門性・客觀性の重視」は前提としながらも、さらに「活用」の視点を加えることで、自治体の地域づくりや観光振興における「文化財の新たな価値」が一體的・調和的に生み出されるものと考えている。 政治的中立性の確保など、文化審議会文化財分科会が示した4つの要請については、制度的な措置を講じることにより担保可能であるので、自治体の選択の余地が広がるよう、前向きな対応をお願いしたい。		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護しながら積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなど一的に実施することが効果的であると考える。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することも可能とすべきではないか。 ○ 「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等に可能ではないか。 ○ 「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘があるが、これは、政策の意思決定までに時間がかかる、「責任の所在が不明確となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所掌するようにする」とあることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 ○ 年末の閣議決定に向け、「一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。 ○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということが。	現在、文化審議会企画調査会においては、これから文化財の保存と活用の在り方について、大臣諮詢を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。 文化審議会企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめており、文化財の所管については次のとおり記載された。 ○ 文化審議会企画調査会中間まとめ(H29.8.31) 「文化財保護の所管は教育委員会になっているが、景観・まちづくり行政や観光行政などの他の行政分野も視野に入れた統合の一括的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるよう柔軟性の向上について検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会企画調査会報告書「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の執行に於いて担保すべき観点・専門的・技術的判断の確保等を十分に勘案して検討することが必要である(脚注)。 (脚注)平成25年12月13日文化審議会企画調査会報告書「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することによるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行るべき」とされ、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開発行為への均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。 現在は、中間まとめのパリックコメントと行うとともに、企画調査会においては関係団体へのアピールも実施中、提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したところ。 今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見を踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途の結論を出す予定。 なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに關係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。	
文科省の「新しい時代の博物館制度の在り方について」(H19年6月)では、「登録博物館や相当施設の水準にあるにもかかわらず、博物館類似施設に留まっている施設がまだ数存在している。当然、従来からの「保存と継承」や「専門性・客觀性の重視」は前提としながらも、さらに「活用」の視点を加えることで、自治体の地域づくりや観光振興における「文化財の新たな価値」が一體的・調和的に生み出されるものと考えている。 政治的中立性の確保など、文化審議会文化財分科会が示した4つの要請については、制度的な措置を講じることにより担保可能であるので、自治体の選択の余地が広がるよう、前向きな対応をお願いしたい。		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護しながら積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなど一的に実施することが効果的であると考える。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することも可能とすべきではないか。 ○ 「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等に可能ではないか。 ○ 「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘があるが、これは、政策の意思決定までに時間がかかる、「責任の所在が不明確となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所掌するようにする」とあることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 ○ 年末の閣議決定に向け、「一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。 ○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということが。	現在、文化審議会企画調査会においては、これから文化財の保存と活用の在り方について、大臣諮詢を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。 文化審議会企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめており、文化財の所管については次のとおり記載された。 ○ 文化審議会企画調査会中間まとめ(H29.8.31) 「文化財保護の所管は教育委員会になっているが、景観・まちづくり行政や観光行政などの他の行政分野も視野に入れた統合の一括的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるよう柔軟性の向上について検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会企画調査会報告書「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の執行に於いて担保すべき観点・専門的・技術的判断の確保等を十分に勘案して検討することが必要である(脚注)。 (脚注)平成25年12月13日文化審議会企画調査会報告書「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することによるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行るべき」とされ、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開発行為への均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。 現在は、中間まとめのパリックコメントと行うとともに、企画調査会においては関係団体へのアピールも実施中、提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したところ。 今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見を踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途の結論を出す予定。 なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに關係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。	
○ 文科省の「新しい時代の博物館制度の在り方について」(H19年6月)では、「登録博物館や相当施設の水準にあるにもかかわらず、博物館類似施設に留まっている施設がまだ数存在している。当然、従来からの「保存と継承」や「専門性・客觀性の重視」は前提としながらも、さらに「活用」の視点を加えることで、自治体の地域づくりや観光振興における「文化財の新たな価値」が一體的・調和的に生み出されるものと考えている。 政治的中立性の確保など、文化審議会文化財分科会が示した4つの要請については、制度的な措置を講じることにより担保可能であるので、自治体の選択の余地が広がるよう、前向きな対応をお願いしたい。		【全国知事会】博物館について、教育委員会が所掌するか、長が所掌するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。		○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護しながら積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなど一的に実施することが効果的であると考える。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することも可能とすべきではないか。 ○ 「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等に可能ではないか。 ○ 「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘があるが、これは、政策の意思決定までに時間がかかる、「責任の所在が不明確となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所掌するようにする」とあることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 ○ 年末の閣議決定に向け、「一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。 ○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということが。	博物館を含む社会教育行政の所管については、平成20年2月及び平成25年12月の2度にわたり中央教育審議会答申において、政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育委員会が担うべきとの結論が得出されているという経緯を踏まると、再度、中央教育審議会で議論するというプロセスを欠くことはできない。 また、今後、「人づくり革命」や「一億総活躍社会の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文部科学省としても、博物館行政も含む社会教育政策に係る諸課題について総合的な検討を行うこととしている。 このようなことから、指摘の要望も踏まえつつ、具体的な対応について平成30年に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
○ 文科省の「新しい時代の博物館制度の在り方について」(H19年6月)では、「登録博物館や相当施設の水準にあるにもかかわらず、博物館類似施設に留まっている施設がまだ数存在している。当然、従来からの「保存と継承」や「専門性・客觀性の重視」は前提としながらも、さらに「活用」の視点を加えることで、自治体の地域づくりや観光振興における「文化財の新たな価値」が一體的・調和的に生み出されるものと考えている。 政治的中立性の確保など、文化審議会文化財分科会が示した4つの要請については、制度的な措置を講じることにより担保可能であるので、自治体の選択の余地が広がるよう、前向きな対応をお願いしたい。		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護しながら積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなど一的に実施することが効果的であると考える。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することも可能とすべきではないか。 ○ 「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等に可能ではないか。 ○ 「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘があるが、これは、政策の意思決定までに時間がかかる、「責任の所在が不明確となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所掌するようにする」とあることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。 ○ 年末の閣議決定に向け、「一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。 ○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということが。	博物館を含む社会教育行政の所管については、平成20年2月及び平成25年12月の2度にわたり中央教育審議会答申において、政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育委員会が担うべきとの結論が得出されているという経緯を踏まると、再度、中央教育審議会で議論するというプロセスを欠くことはできない。 また、今後、「人づくり革命」や「一億総活躍社会の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文部科学省としても、博物館行政も含む社会教育政策に係る諸課題について総合的な検討を行うこととしている。 このようなことから、指摘の要望も踏まえつつ、具体的な対応について平成30年に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
○ 「設計監理を委託する際の設計管理費の積算について」は、個々の委託先の団体が行っているものであり、文化庁は関与していない。』との回答に従い、現在契約を締結しているものも含め、委託先に対し、積算根拠等の提示を含め協議していくこととした。 文科省においては、一次回答にあるとおり、「保存修理工事の内容も個々に異なることから、公定の単価、料金表のようなものを作成することは困難である。」からこそ、より積算根拠を明確にすべきであると考えられ、設計監理費を含め、文化財建造修理技術者や主任技術者等に対する承認を受けた者の属する団体に対し、再度、積算根拠を明らかにすることを指摘を行っていただいたい。 また、本町においても設計監理額が適正であるか判断する必要があるが、公定の単価や料金表がない中、文部科学省においては、補助金申請の際に、何を根拠に適正であるかの判断をしているのか、参考までご教授願いたい。 なお、文部科学省においては、設計監理費の根拠の説明に、苦慮している自治体が複数ある実情も受け止めていただきたいたい。		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		補助事業を行ったために締結する契約等については、都道府県又は市町村の法令の定めに準拠して実施しなければならないこととなっている。このため、国・宝・重要文化財建物保存修理工事を実施する場合の設計監理業務における契約等の手続についても、都道府県又は市町村の法令の定めに準拠して実施すべきであり、仮に設計監理業務の積算に疑義がある場合にあっては、補助事業者と業務を行わせる団体において十分協議して解決すべきものであると認識している。 一方、今回、設計監理業務の積算に関して、「通常の工事に比して著しく高額であるとともに、その積算根拠が明示されない」という指摘については、実態について確認等を行った上で、必要があれば対応を検討したい。		

文部科学省「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答		
見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	
<p>教育委員会は教育長の上級庁に該当せず、審査請求は教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上、明らかであるとのことだが、下記の理由から地方教育行政の組織及び運営に関する事務を委託した場合も含むとの回答を提案する。</p> <p>1. 審理員の審理のみでは客觀性が担保されないため、地方公共団体の長は行政不服審査会等への諮問を義務付けている。委員会が審査庁となる場合は、債務の認見を有する委員等で構成された合議体により、公的かつ眞實に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないことがあるが、教育委員会が審査庁となる場合は行政不服審査法第43条の規定により、委員による教育長の事務執行に対する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり(平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知)、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要である。</p> <p>2. 教育委員会が委託した事務か否かによって審査庁が異なることは保護者にとって分かりにくく、理解が得られないと考える。また、行政訴訟の被告代表は、委託した場合も含め、教育委員会と規定されており、同じ行政救済法である行政事件訴訟法と行政不服審査法(この2法は処分の定義を同じにしているなど関連性が高い)を基にしながら、考え方方が異なることも分かりにくい。</p> <p>3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律76号)において、委員の側から教育委員会議の招集の請求や教育長に委託した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり(平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知)、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要である。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>		<p>○ 審理員の審理だけでは客觀性が担保されないため、地方公共団体の長は行政不服審査会等への諮問を義務付けられている。委員会が審査庁となる場合は、債務の認見を有する委員等で構成された合議体により、公的かつ眞實に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないことがあるが、教育委員会が審査庁となる場合は行政不服審査法第43条の規定により、委員による教育長の事務執行に対する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり(平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知)、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要ではないか。</p>		<p>第1次回答においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき、教育委員会から教育長に委託された事務に係る審査請求については、教育長に対し行われたものであることは現行法の解釈上明らかであると回答した。</p> <p>その後、8月3日の地方分権改革有識者会議(第5回)において、有識者から次のように答弁があったところから、</p> <p>○ 委員会が審査を行ったところから、債務の認見が異なることと保護者にあってわざりづらさ、理解が得られにくいのではないか。</p> <p>○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、委員の側から教育委員会議の招集の請求や教育長に委託した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり(平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知)、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要ではないか。</p>		
地方創生枠の予約採用の適用については、平成31年度の地方創生枠の推進にかかる募集要項に反映できるよう、本年12月までには調整を完了し、周知していただきたい。						<p>○ 予約採用の適用に向けた最終的な調整の進捗状況をご報告いただきたい。また、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出させていただきたい。</p>		<p>提案団体の本年12月までに調整を完了し、周知してほしいとの依頼に間に合うように、関係団体との調整を終え、省内での最終的な調整を図っているところ。当該提案に対する通知等の発出については、12月中に発出をする予定。</p>		
<p>高等学校就学支援金に関する回答にある事務委託については、会計検査院から「県は事業実施者として市の確認申請の妥当性を検証する必要がある」との指摘を受けたため、県市双方で申請書等の確認作業を実施している。このように、県に認定等の最終的な決定権限がある限りは、学校設置者である政令市に事務委託を行っても、確認事務が重複するという支障は解消されない。</p> <p>また、事務処理特例制度を活用しても、国庫補助金が都道府県に交付されるスキームのままであれば、都道府県が政令市も含めて国へ補助金の交付申請等の事務を行うこととなる。このため、交付申請等に当たり都道府県が政令市の交付申請書類等を確認する必要が出てくることから、県と政令市の確認事務が重複されるといった支障は解消されない。</p> <p>そのため、法改正による政令市への権限移譲を検討いただきたいが、法改正が困難な場合は、事務処理特例制度の活用に当たり、県と政令市との事務の重複が起こらないよう、国庫補助制度のスキームの見直し等の措置を検討いただきたい。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>手擧げ方式による検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>慎重に検討されたい。</p>			<p>補助スキームについては、事務負担の分担の観点から、提案団体である府県側の意見のみを採用するのではなく、指定都市、中核市側の実情を把握し、それらの意見を踏まえながら検討を行う必要がある。しかし、全国市長会が付されている意見等も踏まえると、提案団体である府県側の意見のみをもって一律に法令改正等の制度の見直しが行うこととは不適切であると考えている。</p> <p>一方、法令で都道府県が行うことと定められている支方区分の決定や、書類の形式確認、保護者からの請求書の内容確認等、国庫補助金の支出手続きに付随して発生する事務手続きについては、事務処理特例制度の活用や都道府県と指定都市間での適切な事務の役割分担を行ふことで解決すると言えている。</p> <p>そのため、こうした事務が条例による事務処理特例制度により指定都市に権限を譲ることが可能であることを等について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>			
<p>学校長が給食費を取り扱う場合においても、自治体の判断で学校給食の現物給付であると見なせば現行制度でも保護者の同意や委任状の提出は不要であるといふ旨のご回答である。また、「扶養保護児童や主要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領」、「学校給食費の代理申請にて給与費を取扱い扱う場合は、必ず委任状を作成するよう指導すること」という条文があるため、現行制度でそのような対応が可能なであると解釈していない自治体がみられる。</p> <p>支障の発生につながるため、「学校給食費の就学援助費を現物給付の方法で行うときは、保護者の同意や委任状の提出は不要である」旨の通知等の発出をお願いする。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。</p> <p>なお、発出時期については、年末の閣議決定に間に合うようにしていただきたい。</p>		<p>提案団体の見解を踏まえ、通知の内容を検討しているところ。年末の閣議決定に間に合うように発出することとした。</p>			
<p>学校給食費が地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売買代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨、通知等により速やかに周知を図っていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。</p> <p>なお、発出時期については、年末の閣議決定に間に合うようにしていただきたい。</p> <p>(※11-①の調整状況により、別途対応方法や通知内容をご相談させていただく可能性があります。)</p>		<p>学校給食費が地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売買代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨、年末の閣議決定までには、総務省と連名による通知を発出し、地方公共団体の首長部局及び教育委員会に対し、十分な周知を図ってまいりたい。</p>			

文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
76	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	O伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費についても、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当を実施する上で公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。	O児童手当法第56条、児童手当法第21条及び第22条、児童手当法施行令第6条、児童手当法の一時を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等、児童家庭局長通知 平成24年雇児発031第1号)、学校給食法第1条及び第2条及び第11条	内閣府、文部科学省	伊丹市	旭川市、朝霞市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、岩歎市、山陽小野田市、大村市、大分県	O当市では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計によることで、学校給食費の会計化を実施している自治体においても、児童手当法が改訂して特別徴収の対象とする必要がある。	月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改訂して特別徴収の対象とする必要がある。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることを目的とした教育活動の一環（昭和45年2月28日保健体育審議会答申）として位置づけられている。市町村の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費の滞納が理由であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということが決して選択しえない。</p> <p>○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実務が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立ても応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。</p> <p>○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということを明確にすると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。</p>		<p>【箕面市】</p> <p>国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考るるの、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。</p> <p>市町村の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費の滞納が理由であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということが決して選択しえない。</p> <p>○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実務が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立ても応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。</p> <p>○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということを明確にすると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。</p> <p>その上で、公債権としての位置づけの整理（施設利用料か負担金か）、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではない。</p> <p>○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。</p>	<p>学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。</p> <p>現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、追加共同提案の自治体の中には、「当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っておらず、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私会計の自治体も含めた自治体の意向調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。</p>

文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
36	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行つた。なお、当時の事務処理特例制度を活用することとの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。	窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	青森市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊橋市、姫路市、奈良市、鳥取市、沖縄県	○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市も、同様の経験があり、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けています。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあわゆる手法(施設の統合化や民間移管等)を用いて再編し、幼保連携型認定こども園への移行について積極的な支援を実施している。 ○私立幼稚園への認可権限をもつて、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。 一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいため、県の考え方によつては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。		
253	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しており、市として認定こども園にかかる事務を一括的に進めています。	幼保連携型認定こども園の認可権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することができるようになり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、和歌山県、沖縄県	旭川市、青森市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊橋市、姫路市、奈良市、鳥取市、沖縄県	○施設類型によって権限を有する者が違うため、書類の枚数や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手續が複雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一括的に進めている。幼保連携型認定こども園の認可権限と併せて、中核市における事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。 ○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあわゆる手法(施設の統合化や民間移管等)を用いて再編し、幼保連携型認定こども園への移行について積極的な支援を実施している。 ○私立幼稚園への認可権限をもつて、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。 一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る上で権限移譲を実施するため、認定こども園の認定権限と特定教育・保育施設の確認権限が異なるため、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政でも監査の着眼点や指摘事項の整理合せ等の業務が必要となる。 ○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。 ○幼保連携型とは同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	<p>引き続き中核市長会における検討を注視していく。 幼稚園（団体）側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。</p>
早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	<p>・引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園（団体）側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。</p>

## 文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分	分野									支障事例											
											団体名	支障事例										
68	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定なども園の整備に係る補助金制度の一元化	【申請業務(市町村)上の支障】 「学校及び児童福祉施設としての法的地位づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一元化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度においては、各自の申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分を行っており、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査等業務(都道府県)上の支障】 单一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行なう必要があり、事務の負担となっている。 特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすことがあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの国の対応】 あるところから、これら2つの補助制度の統合又は申請手順等の一連の事務手続きについて、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行なうなど、非効率的な状況にある。安心子ども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念が高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要である。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助	【補助制度の一元化】 児童福祉法第56条の4の3 周り 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための持続化応援知事同盟、広島市	青森市、秋田市、山形県、福井県、三重県、新潟県、新潟市、石川県、長野市、大垣市、岐阜市、愛知県、豊橋市、名古屋市、岐阜市、伊丹市、倉吉市、徳島県、高知県、今治市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本県、宮崎県、宮崎市、延岡市、沖縄県	○單一制度でありますから、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の親密度の観点からも一元化するべきです。 ○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者ともに相当の事務の負担となってしまっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。 ○市で事業を行なう際に、県の予算化も同時に実行が必要があり、柔軟な事業展開が困難。 ○教育部分の基準額をそれをもとに算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園が保育所で基準額が異なることになり不公平感がある。 ○施設全体の補助制度について、二つの交付金の申請・保育所等整備交付金、認定こども園施設整備の補助制度については、二つの交付金の申請・保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金に影響を及ぼすことがあります。 ○申請業務(市町村)上の支障】 認定こども園の施設整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそろい踏みで申請手続きを行なっている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行なう。その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査等業務(都道府県)上の支障】 单一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省のそろい踏みで申請手続きを行なっている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行なう。その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 【これまでの国の対応】 補助金の申請形式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行なうなど、非効率的な状況にある。また、安心子ども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念が高まっており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要である。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○幼保連携型認定こども園の整備において補助金を申請する際、単一施設の整備にも関わらず、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つことから、厚生労働省及び文部科学省の担当窓口とそれらの交付要綱による「認定こども園」と「保育所」の申請を併せて行なう必要があります。この際、支障を未だに抱えている。申請手續が異なるため、内閣府の時期によっては、文部科学省が月とそれより遅れており、内閣府と並んで、内閣府の申請手續が遅れていないそのため、一方の申請手續の遅れで他の申請手續が遅れる可能性を想定する。事業者を准めても、一方の申請手續に大きな影響を及ぼすおそれがある。 また、申請の際に、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等による按分を行なう。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分を行なう。その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 幼保連携型認定こども園は、一つの法律に基づく同一の施設であるから、厚生労働省・文部科学省それぞれの補助制度に係る手続きを行なうことは、事業者や市町村における事務作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務の負担の軽減や審査期間の短縮を考慮し、これら2つの補助制度の所管または申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的な処理ができる体制を検討していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について 27年度整備 認定こども園幼稚園 25年度整備 認定こども園幼稚園 認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが「認定こども分(幼稚園部分)」は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、3年認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなっており、書類作成の手間を重複した。 また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等がある両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連携にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目標として幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省と協議した補助金の申請手続きを未だに実施していない。申請手續が異なるため、内閣府の申請手續が遅れており、内閣府と並んで、内閣府の申請手續が遅れていないため、一方の申請手續の遅れで他の申請手續が遅れる可能性を想定する。事業者を准めても、一方の申請手續に大きな影響を及ぼすおそれがある。 また申請の際に、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等による按分を行なう。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分を行なう。その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 ○幼稚園を認定こども園とするための申請手續は、事業者や市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事務について、煩雑な手続きが必要となっています。 ○これまで本市において本案件に係る事務を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省がそれぞれ行なうことは、申請者や関係者にとって負担感が大きく合理性に欠ける。 交付金の所管については、これまでの経験等から内閣府から厚生労働省、文部科学省へ協議等を行うといったしくみに改めるのが合理的と考えられる。 ○【支障事例】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要されることによる弊害が現に生じている。 具体的には、今回2つに事前協議を行なっている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となつたために、民間事業者の整備事業に支障を来たしている。 事務処理による非効率性のみならず、事業実施への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の構築又は十分な連携体制の確保について、迅速に推進していただきたい。 ○本年度においては、安心子ども基金が活用できたため、具体的な支障事例は発生していないが、提出にあたっては、同一施設整備に係る交付金の申請手続きを「一元化」することによる不要な事務処理(事業の非効率化)が想定されるから、制度改革が必要と考える。 ○【制度改正の必要性】 厚生労働省や文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設の面積や定員等により按分を行ななければならぬ状況である。 【制度改正の必要性】 事務の負担軽減を図るために、認定こども園に係る補助制度一本化が必要である。 ○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。 ○共用部分の経費を按分するなど、認定こども園事業者及び市における事務の煩雑さを招いている。 国との制度に起因した支障事例であり、市等の業務改善では事務の煩雑さの解消を図ることができないことから、国として業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めていただきたいたい。 ○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されているところはあるが、依然として保育所相当部分については厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請手続きを行なっている。この際、明確に区別できない共用部分については、クラス定員等により便宜的に按分をし、保育所相当部分と幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算しているが、同一の法律に基づく同一の施設であるため、本来は不要である手続きが生じている状況となっている。 ○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分を行なう上で、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対象施設整備交付金、対象施設に児童館機能が含まれていたための申請手続きを進めている。 費用按分に関する検討にも時間を使い、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的申請手続きを進めにくい状況がある。 ○本市においても、県との連携が生じ、文部科学省の予算が不足しているが、厚生労働省は不適という判断補助金の一元化は課題であり、県を通すことで、県の予算措置(ハイバス)の手続きを要することから、厚生労働省よりも文部科学省に対し、具体的な状況や意見が届きにくくなっている。	各府省からの第1次回答												

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の按分計算や所管する省庁ごとの協議・調整が必要であるといった支障は依然として解消されていない。同一の法律に基づく、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。	-	<p>【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。</p> <p>【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定期的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。</p> <p>【磐田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。</p> <p>【箕面市】 交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼稚園の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善がある。</p> <p>【東京】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。</p> <p>【熊本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が複雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園といふ二つの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにく一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規格の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していただきたい。

## 文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
100	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼稚園型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的地位を持つ単一施設」とされ、指揮監督や財源措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管・文部科学省所管)に分かれて実施されている。なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がらないことが挙げられる。	幼稚園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体については、経費の按分方法の問題などが不要となり事業の軽減が図られるほか、本県における災害後旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという事態が解消される。	児童福祉法第56条の4の3、児童福祉法施行規則第40条、第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、中四国地方知事会連合会、岡山県庁連合会、木村創生のための将末世代応援団事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、徳島県、京都府、大阪市、神戸市	旭川市、青森市、秋田市、山形県、市町村、事業者など相当の事務の負担となるおり、これを解消するために制度の一元化が必要である。	○【支障事例】市で事業を行った際に、県の予算化時に応じて必要な措置があり、柔軟な事業展開が困難。	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や公示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、異なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
-	<p>【山形県】 申請手続き等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事業の経済にはつながらず、不十分である。</p> <p>【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など固定的な対応に留まており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。</p> <p>【豊田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。</p> <p>【箕面市】 交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼児の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。</p> <p>幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」であることから、災害復旧補助の事例のように同一施設内において幼保機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。</p> <p>【長崎市】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報を提供して頂きたい。</p> <p>【熊本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園とどうの児童福祉施設に対して、異なる2つが所管から補助金の交付がなされている点であり、物別及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(所管の事例、同じ規様の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>				<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、異なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していくたい。</p>

## 文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分	分野									支障事例											
											団体名	支障事例										
107	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園における障害児等支援にかかる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助・私学助成の特別支援教育費補助金による補助・一般財源措置があり、認定こども園の類型・施設の設置者及び子どもも支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。 また、幼連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合は、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには「一般財源措置」となっている。この場合、私学助成は補助並行して行われる年度の5/1現在で就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。 ○認定こども園の子どもは、5/2～2号認定になることから、5/1時点では私学助成の対象となるが、5/1～3号認定の子どもは、5/2～2号認定になることから、5/1時点では私学助成の対象とならず。 ○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」について市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にとって大きな事務負担となっている。	補助体系の見直しをすることで、事業作業の負担軽減につながる。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項 私立高等学校等経常費支給費補助金(幼稚園等特別支援教育費経費・通級高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新潟市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の特別支援教育費補助金による補助・一般財源措置があり、認定こども園の類型や子どもも支給認定の区分によつて、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○手続きの面に関しては、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」について市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にとって大きな事務負担となっている。については、事業類型や子どもも支給認定の区分を問わず、障害児へ統一した支援などが実現されている。 ○手続きたくの面においては、市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にとって大きな事務負担となっている。 ○手続きの面においても、市町村と同様に、私立の認定こども園における障害児等支援については、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の特別支援教育費経費)と多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)についても所管省庁や補助主体等が異なることながら、事業の趣旨や経緯、支援の実態を踏まえながら、新制度主体の5年後の見直しを講じる際に、本件についても検討を行うこととした。	特別な支援を必要とする子どもの受け入れについては、従前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(従前の障害児保育事業)により財政支援を講じていたところ、これらの対象となっていた子どもについても適切に支援を行うため、子ども・子育て支援新制度の施行時に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)」を創設したという経緯から、認定こども園の類型や子どもも支給認定の区分等によつて適用される事業が異なる複数の仕組みとなっていることを承知している。											
106	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度の保育料を適切に徴収する場合、保育所では市町村が保育者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)においては、過年度の保育料を適切に徴収する場合、市町村が代行徴収を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を適切に徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすことができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第8項FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応諾義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	福島県、小牧市	○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。	保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特に付与された権限である。市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。 また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して付与する場合には、市町村における実施体制の整備が不可欠である。 なお、提案理由にあわせて、行政側の事情により過年度の利用料を適切に徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保育者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。											
296	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の重複解消	認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域の実情に応じて、設置できることにより、限られた費用で地域全体の子育て支援を有効に行なうことができる。効率的に事業を実施することができるなどとともに、利用者である保護者の相談先が増加するため利便性の向上にも資する。 FAQによれば、「認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互通じた事業であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援拠点事業」は、開設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と「子育て支援事業」を一体的の場合、実施体制はほとんど同じとなる。外見上、利用者がどちらの事業に明確に認められ、混用を招くおそれがある。 認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際は、重複回避が求められ、今後本市の地域子育て支援拠点事業所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求める上で、効果的に地域子育て支援拠点事業を設置していきたいと考えているため、FAQによる事業上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞの要件・効率等違いについて、明確化されたい。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市	徳島県、宮崎市	○本県においては、幼保連携認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を週3日以上実施しなければならないと条例で定めており、認定こども園法に規定する子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保育者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられている。地域子子ども・子育て支援事業としての「地域子育て支援拠点事業」は、これらは別に、専任職員の配置や長時間の開所を前提として、より高度できめ細かな子育て支援を行う拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はない利得もあるの、相互に独立した事業である。											
223	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園においては、年途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年頭最初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条「幼保連携認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市	ひたちなか市	○ 保育士確保が困難な状況下で、年途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考える。 ○現状で、保育士配置に余裕がなく、年途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。	○ 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の遇處・安全・生活環境に直結してから、保育等の質等に深刻な影響が生じる事項であることから、保育の質の確保の観点から、本制度に対応することは困難である。 ○ なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、主な相談するところを伺うとともに、保育士・保育所支援センター等において重視的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただけます。											

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○認定こども園における障がい児支援の仕組みについて、次回の新制度全体見直しで検討を行う意向を示していくべきことは、今回の本市提案の趣旨を理解していただいたものと考える。しかしながら、各施設における事務処理の負担など現状の課題を解決するため、新制度の見直し時期を待つまでもなく、できるかぎり早期に制度見直しを図っていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		補助の統合等については、一次回答のとおり、新制度全体5年後の見直しを議論する際に、検討を行うこととするが、提案団体の意見を踏まえ、今年度中に私学助成（特別支援教育経費）・多様な事業者の参入促進・能力活用事業（特別支援教育・保育経費）における認定方法の明確化や、私学助成における認定時期についてなど、運用改善に関する通知を発出することとした。
児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所・幼保連携型認定こども園、地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代行徴収権が付与されているのは不合理である。 幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していることから、市町村の都合等で遅延徴収すべき事業が生じた場合、施設型給付を受ける施設等についても市町村が徴収の際に説明する方が理屈がやすい。 市町村の事務負担については、本市の平成28年度実績が4件であり、事務量の増加による負担は現実と想定している。また、遅延徴収事案について、実際に直接徴収を行うかどうかは市町村が判断できるよう制度設計を検討することで、市町村の事務負担増の懸念に応じるべきと思われる。 今回の提案では、税更正や事務的の算定ミスによって過年度分保育料を遅延徴収すべき事業が生じた場合、保護者や施設に負担を掛けないよう、市町村の判断により、例外的に市町村と直接徴収できるよう、具体的には、以下のとおり要望するものである。 1. 認定こども園（全種別）、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、市町村が保育料を直接徴収できる権限を付与。 2. 1の実施を優先的な要望として、以下の手法も検討されたい。	-	-	-	【市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	幼稚園型認定こども園は、法的性格としては幼稚園と同じく学校であり、児童福祉施設でありかつ学校である保育連携型認定こども園とは性格を異にするものであることから、幼保連携型に認められるものが、同様に幼稚園型に認められるものではない。 ①虐待のおそれのある子供など、保護者の自由意志に委ねていては、その子供に必要な保育が提供されないと考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき行う保育の利用の勧奨や支援、また勧奨・支援を行ってもなおお契約による保育の利用が困難な場合に、市町村が同法第5項に基づき行う措置入所や ②障害のある子供など、市町村の利用調整を経てもなおお保育の利用が困難な子供に対して、市町村が同条第6項に基づき行う措置入所の対象となつており、市町村が積極的に関与し、重い責務を負っている保育所や幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等に対して、当該施設における保育の履行を担保するため認めた認定しているものである。 児童福祉法で認定する保育所とは異なり、幼稚園等については、市町村は上記の責務を負っていないことから、徴収権限を認めることが困難である。（なお、幼稚園については、市町村の保育の確保義務の対象からも外れている。）	
認定こども園の「子育て支援拠点事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に發揮し、そして互いに補完していくよう、それぞれの役割・効果等を早急に通知等で明確化していただきたい。 また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、「国として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中でも記載されている文言が、国としての事実上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような委託について、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市町村において適切に判断されると、などの文言に記載していただきたい。 なお、保育事業の委託については、そぞろ地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか」という視点をもって判断したいと考えている。	有	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		提案団体からの意見を踏まえ、FAQの修正を含め、適切に対応してまいりたい。
保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人誌、広告への記事の掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の融通の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。 加えて、隣接する政令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の解消等を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約1億5千万元を支給するごとで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。（参考：平成27年度民間保育所運営費委託額は約28億7千万円） しかし、今回示した支障事例のように、年度途中に突然的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤問わず保育士等の間違った確保が困難な場合があり、本市の厳しい現状においては、市の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼさない限り、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。 なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特例配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配置について、再度のご検討をお願いいたします。	-	-	【全国知事会】 処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。 【市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。	○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないか。 ・特例を適用できる地域条件（例） ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある。 ②厚生省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない場合の質の代替策（例） ③既存の保育補助者を保育士の配置基準に満たす場合 ○ 特例の適用期間についての短期間とし、追加で受け入れられる児童を少数とする（例：年度当初2歳未満クラス（保育士3名・児童18名）で追加受け入れができるのは、年度後半の最大3か月に3人まで等）のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくとも良いのではないか。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入れ所させた期間が2年間超過した場合、公定価格の差額算定されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないことにとなった。 ○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないとの指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大額な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者の合意を前提とするべきではない。 ○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからないと思ふや、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めて、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。	○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準である。待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えております。 対応は困難である。	

文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分	分野									支障事例											
											団体名	支障事例										
159	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていたために、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となつており、民間のノンハラウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地帯が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限られるため、事業者の選定が困難となる場合も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら公的活動を行うことができる。山間など民間委託等が困難である地域においては事業を実施する機会が限られる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上、経営の拠点を入れ替える独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く構えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考える。	公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県	ひたちなか市	○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障にならないことはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択しのひとつとなり得る。	提案については、平成16年の通知(「公立学校における外部の人材や資源の活用の推進について」)に平成16年3月30日付文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長連名通知)において、公立学校に係る教員のうち、学校施設の整備や清掃等の管理業務について民間事業者への委託が可能であることをしているところである。 また、地方公共団体が学校法人と協力して、園地・園舎を譲渡又は貸与や出資を行い、学校を設置することは既に現行制度で対応が可能である。 これらを踏まえ、現行制度での対応ではなく、提案いただいた内容でなければ解消できない具体的な支障事例がみられず示されたい。 7月18日のヒアリングにおいて、幼稚園に現に設置している市町村は、本提案について「様子見」とのことであったが、現時点において県内の幼稚園を現に設置している市町村から具体的な二、三の例や委託に係る提案が出ていたのか、その有無と、事例がある場合には、その詳細な内容をご教説願いたい。 また、提案の中で改正を求めている学校教育法第5条に規定する設置者管理主義について、男童生徒等の教育を受ける権利に直接的にかかる学校教育の特性に照らし、教育を行う学校は、その設置者が当該学校を適切に管理し、その運営に責任を持つことを定めた学校教育の根本的な原理の1つである。 このため、同条を改正することを含め、公立学校の管理運営の学校法や地方独立行政法人への包括的な委託の在り方については、中央教育審議会(平成16年3月4日)答申において今後の検討課題とされていることから、貴県の具体的な事例を踏まえた実証的な研究や有識者等を交えた講論を行い、慎重に検討する必要がある。	提案については、平成16年の通知(「公立学校における外部の人材や資源の活用の推進について」)において、公立学校に係る教員のうち、学校施設の整備や清掃等の管理業務について民間事業者への委託が可能であることをしているところである。										
25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保護者より待遇が低く、確保が困難な状況である。 また、放課後子供教室の職員である放課後児童支援員は、保護者より待遇が低く、確保が困難な状況である。 現在は1回程度、体型型として実施しているが、両事業の人員の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体型に実施する回数を増やすことができない。 厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万ヶ所以上で実施しているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549ヶ所であり、一体型的な取組みを進めることで課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村:62.1%)であることが最も多く挙げられていることからも、一体型的に実施する人の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の実施を推進することができると考える。 現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務されることとされている。 よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。 放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合は、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型に実施する際にも、全員で創作活動を行う等のプログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1名の計2人で実施することができると考えられる。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成28年4月30日厚生労働省令第63号) ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱	文部科学省、厚生労働省	長洲町	-	-	実現は困難、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共創き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。										
208	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点でも満2歳であり、年度途中で満3歳に達する児童を対象とする。  <現状> 保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があります。認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができます。 ・幼稚園及び認定こども園の幼稚園等(以下「幼稚園等」といいます)は満3歳以上から入園できる(1号)こととなっているが、本市内の幼稚園等は、少子化により同世代の児童と、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。 年度当初満2歳の子どもが年度途中から随時入園すると、満3歳児学級のように全児童を対象とした過年齢の教育内容を経むことになります。児童の成長に影響がある。  <支障事例(その他)> ○施設・3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賄っている。 ○保護者、3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料よりも高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。 ○市:認定を受けない児童は正式な所扱にならなかったため、實に施設を利用している児童数の把握、児童の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難である。	<現状> 保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があります。認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができます。 ・幼稚園及び認定こども園の幼稚園等(以下「幼稚園等」といいます)は満3歳以上から入園できる(1号)こととなっているが、本市内の幼稚園等は、少子化により同世代の児童と、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。 年度当初満2歳の子どもが年度途中から随時入園すると、満3歳児学級のように全児童を対象とした過年齢の教育内容を経むことになります。児童の成長に影響がある。  <支障事例(その他)> ○施設・3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賄っている。 ○保護者、3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料よりも高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。 ○市:認定を受けない児童は正式な所扱にならなかったため、實に施設を利用している児童数の把握、児童の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難である。	子ども・子育て支援法第19条、学校教育法第26条	内閣府、文部科学省	高岡市	福島県、 ひたちなか市、北九州市	○ 満3歳になる前に私的契約で入園をさせている上、市で把握することが困難であるため施設基準や児童配置基準が適切に満たされないかの判断が困難となるところであり、施設付費の加算の判定等に誤りを生じる可能性がある。このことから2歳児の受け入れについて基準等を設け度の中に組み込む必要があると思われる。 ○第一次反抗期にあたる2歳児を幼稚園に受け入れることにより、孤立しがちな専業主婦(夫)受け入れられる。 ・施設を真に利用している児童数の把握が容易になり、多くの言葉を獲得していく時期である2歳児を幼稚園で受け入れることにより、子どもの育ちを支援することができる。	子ども・子育て支援法に基づく実績認定・施設型給付は、幼稚園・保育所・認定こども園に入園する资格を有することを確認した上で、その利用に係る経費を支給するものであるため、幼稚園・保育所等のいずれの施設にも入園できない保育を必要としない2歳児について、支給認定の対象とし、施設型給付を支給することには問題はない。一方で、幼稚園等が、初期期の教育・保育のセンターとして、保育を必要としない2歳児やその保護者に対する子育て支援活動を行っていくことは大変重要であり、そういった活動に対しては、既に、学習助成(幼稚園の子育て支援活動の推進)や子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業や・時預かり事業(一般型))により、支援を行っている。											

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
幼稚園運営については、警備や清掃、給食等といった定型的な管理業務だけではなく、管理運営業務を包括的に民間委託することが、施設の効率的な運営のために必要である。 また、地方公共団体が学校法人と協力して幼稚園を設置することについても、民間委託に比して、学校法人の新設に係る事務の負担が過大になるほか、地方公共団体が当該法人に対して出資する等、新たな財政的負担の発生が想定されるが、特に県内の小規模市町村には、その負担に耐えられない団体が存在している。加えて、現状、幼稚園が存在しない規模市町村にあっては、団体が出資等をしても、学校法人を新設しようとする既存の手法等は見込みにくいやとの考えられる。 あわせます。より専門性の高い教育、ニーズに合った教育を受けたいと希望する児童や保護者にとって、現行の公立幼稚園自らが管理・運営する方式では対応できなくなる懸念も有している。 このような状況を踏まえ、市町村合併による持続可能で効率的な行政運営のしくみを「奈良モデル」として位置付け、今後新たな取り組みを進める分野の取組の1つとして、「公共施設の管理・運営手法の検討を行っているところであり、「『奈良モデル』のあり方検討委員会報告書」(平成29年3月)において、「公立幼稚園等の管理・運営を広く民間事業者等にアウトソースできるよう、法改正を含めた制度改正を求めたい。」としている。民間委託や地方独立行政法人等の施設運営の選択肢を幅広く備えることは、地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進するうえで重要である。 また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を担うものでもある。幼小接続を円滑に行うためには、幼稚園と小学校の緊密な連携が必要であり、公立幼稚園として存続することは、公教育の連携においても、児童や保護者の安心の観点からも、その果たす役割は大きい。 本提案の実現により、地域における幼稚園の管理運営に参画することで、設置者や現場の教員のみならず、多くの人が幼稚園教育について現在以上に議論・研究を行うことができ、その結果、独自性があり、かつ効果的な教育を実施できる機会を増えるものと考えられる。その結果、児童の発達段階に応じた最新の教育内容や標準規範への対応など、最新の知見を活用した教育を行いつゝ、市町村の意向をもとに詳細に把握するとともに、管理運営業務の受け皿となる学校法人が在宅するか具体的な検査を実施して、その後、知事と市町村とのサミット討議の中で、具体的な連絡体制について議論していくところであり、今後更に議論を深めるためにも国側の早期の後援・見直しを求めた。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体の具体的な支障等（学校法人の設置が困難、公立幼稚園の形態を希望）を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的にお示しいただいた。 ○国際戦略特区における高等学校等における制度改革の議論を踏まると、一定の担保措置をすることにより、設置者の責任の下、設置者は別の者に管理を委託することが可能ではないか。 ○幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人員体制を区分している訳ではなく、沿革からみても、幼稚園は、建学の精神に基づき、多様な設置主体により設置されてきたものである。 このような状況を踏まえると、提案の対象により公立幼稚園での実施が昭告される特別な教育内容や公権力の行使者があるとはいえないのではないか。 ○平成16年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育審議会答申から長期間が経過しており、提案団体の具体的な支障を踏まえ、2次ヒアリングまでに方向性を出していただきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。	公立幼稚園設置者である市町村の具体的な支障、包括委託とした場合の財政上のメリット、包括委託を具体的に希望・予定している市町村の有無、包括委託の受け皿となる法人の見当、教育の質及び継続的かつ安定的な経営管理を担保するために市町村において考えられる対策などについて、奈良県からの具体的な情報と提案を踏まえ、平成16年中央教育審議会答申の方向に従い、解決に資するための実証的な研究の方策及びスケジュールについて検討したい。			
○今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという実行基準は、放課後児童教室との一体型の場合には、職員の支障が得られるなどと、職員配置の問題を抱えるものである。 ○現行の放課後児童クラブの利用児童がおむね40名以下の場合、放課後児童支援員を2名配置することとされおり、放課後児童クラブと放課後児童教室を一体型で実施する際に、利用児童数の目安や一口グラムの工夫を行えば、放課後児童クラブと放課後児童教室の利用計2名で、安全確保が可能であると考える。 ○一体型で実施する場合であって、両事業の利用児童数が合計40名以下の場合には、放課後児童支援員2名だけで、安全確保が可能であるとされる。 ○また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分担を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は保たれると考える。	-	-	-	【全国知事会】 放課後児童クラブは、利用者がおおむね40人以下の場合、放課後児童支援員等を2人配置することとされおり、同様に、放課後児童クラブと放課後児童教室を一体的に実施する際に、人数の目安や一口グラムの工夫等により、職員計2人で実施することができるのではないか。 ○「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや他の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決めるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども育て支援新制度の施行に併せて、最高基準として策定したものであり、一律に施設又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。 その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準について、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。	
本市では、現に、年度当初で2歳の子どもについて受け入れを行い、支給認定子どもに対するものと同様の教育の実施に努めているが、支給認定されない中堅の独立事業として行っている以上、例えば以下のようないきなさで、支給認定子どもに比較して実質的な保障なく、満3歳に遅れない児童や保護者の権利保護に重大な支障が考えられる。 ・入所申請に対する応諾義務（同法第33条第1項）、幼稚園で検査が行われる場合に、満年齢に遅れない理由で不承認や不採用をしない（同法第42条第2項）。 ・「子育て安心プラン」において、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、一時預かり事業（幼稚園型）により2歳児を定期的に預かる仕組の創設等を行うこととされているが、提案の趣旨を踏まえて、幼児教育を希望する者を受け入れを可能とすべきではないか。 ・保護者が利用料金を減少しに因る、必要を育児・保育の継続が行われない（同法第44条第5項）。 ・保護者の希望を踏まえ、市町村によるあつまんを受けるられない（同法第42条第5項）。 以上のようないきなさは、幼稚園と保護者の契約における基本的な水準を踏まえていると考えられるが、自らが十分に権利を保障するための規制を設けているが、他の法律では認められていない。 ・事故や障害等の発生を予防するための規制（同法第26条の新基準引き下げを含め、制度面・財政面の両面から実行の）の認可児童に劣化しないよう制度設計を検討いただきたい。 また、利用の責任がされておらず支給認定児童であるために、正式な入所状態の把握がなれていない。このことから、園が同様のサービスを提供しようと試めることを前段どながらも、場合によってはその内容に差が生じる恐れがあり、済み難い課題となる。 一方で、2歳児を対象とした保育・支援事業として、2歳児の個々の個性を尊重するなどして、満3歳児からのお育ての高いものと並ぶ高い品格を成し得ることによる。 また、本市がこのような事業を行っている背景としては、満3歳の誕生日到来をもって、年度途中での入園を行うことであるが、1年を通して各種行事等を充実してきていたのである。 「認可児童」という概念をもつて、その他の年齢の児童を対象とした保育・支援事業の目的を明確に定めようとするところである。これらの事業は、2歳児への子育て支援活動までの位置づける効果があることは理解できるが、継続した入園・教育を捕らえる事業とは市・事業者・保護者ともに認識しておらず、この事業の活用は本支障の解消につながるものではないと考えている。 本提案は、年度途中に満3歳になるときに幼児教育の提供ができるようになることで、子ども・保護者・行政の全てに利がある方法であり、民福社の向上に効果があると考えている。	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○構造改革特区における特例の廃止から10年が経過し、子ども・子育て支援新制度の施行（施設給付、支給認定、認定こども園など保育を一元的に取扱う事業の制度化）や幼稚園を取り巻く環境（少子化、就学世帯の増加による地域の幼稚園ニーズの低下）等が変化している中、改めて検討すべきである。 ○「子育て安心プラン」において、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、一時預かり事業（幼稚園型）により2歳児を定期的に預かる仕組の創設等を行うこととされているが、提案の趣旨を踏まえて、幼児教育を希望する者を受け入れを可能とすべきではないか。 平成30年度概算要求において、「幼稚園における2歳児の円滑な受け入れのための調査研究」を実施事業として盛り込んでおり、まずは、この事業を通じて、2歳児特有の発達を踏まえた認可や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な連携等について調査研究を深めていた。その結果を踏まえて、必要な措置について検討を行ってまいりたい。 なお、一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児の定期的な預かりは、待機児童対策として保育を必要とする子どもを対象とすることを前提とする。 構造改革特区に関しては、平成15年～18年に構造改革特別地域において実施された満三歳未満児の幼稚園の評価の結果、幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園児としての典型的な教育ではなく、幼稚園の人の・物的環境を適切に活用し、個別ののかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行なうこととされたことから、子育て支援としての2歳児の受入れを幼稚園において実施されてきたところ。		

文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
225	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設・保育施設における定員減少率の市町村の関与強化	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用子供を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額になっていることから、サービス提供量に見合わぬ多額の施設型給付費を負担することができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童によって相対する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議するよう求められる。 ○認可保育所における、子ども一人あたりの単価設定が高額になっていることから、サービス提供量に見合わぬ多額の施設型給付費を負担することができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童によって相対する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議するよう求められる。 ○市町村の責務として、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための開拓ができない状況となっている。 ○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額になっていることから、サービス提供量に見合わぬ多額の施設型給付費を負担することができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童の解消に向けて、市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議するよう求められる。 ○認可保育所における、子ども一人あたりの単価設定が高額になっていることから、サービス提供量に見合わぬ多額の施設型給付費を負担することができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童によって相対する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議するよう求められる。 ○市町村の責務として、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための開拓ができない状況となっている。 ○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。	・定員の引下げ時に市町村が負担できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって相対する制度設計であります。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていますが、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として選用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で競争率となっています。 ○市町村においては、子ども・子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付費を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための開拓ができない状況となっている。	子ども・子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	箕面市	福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市	○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が開拓する仕組が必要。○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際に、届出前に相談等があることから、その中で施設者と協議を行い、見直しの受け皿等の手続が出ていない理由によつて、利用定員を減少させることを想定しており、協議の結果とするとは施設側の負担増につながる懸念がある。本件提案に指摘されているように、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。		
216	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務 請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支払事務の妨げとなっている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務 請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支払事務の妨げとなっている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	福島県、ひたちなか市、海老名市、静岡県、豊田市、知多市、大阪府、伊丹市、山陽小野田市、北九州市、新宮町、大村市、熊本市	○管外受委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の公定価格に基づく給付費等に関する検討と併せて、各地方自治体が給付費等に上乗せして独自に助成している費用についても、同時に検討することが必要と考えます。 具体的には、現在、当市では、市内に居住する児童が市外の保育所等を利用した場合に、保育所等の他の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差がないようにするとの考え方のものです。 また、多くの地方自治体でも同様に、市外に居住する児童が市内の保育所等を利用した場合に、市外の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。 しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の児童を受け入れた際の負担額減について、市に要望が寄せられています。 管外受委託児童に係る請求及び支払事務について、域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自助成の支払との仕組みも併せて検討することで、事務の簡素化や費用負担の考え方の違いが複雑なことから、年間の実績見込み誤り等により、国庫・県費負担金も多くの過誤となり返却が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ○請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆ど市が請求書を作成している。管外受委託児童に係る請求及び支払事務は各所に内容の確認を行っているが、それでもコストが多く何度も請求者が発生していることから、簡素化の提案に賛同する。 ○市委託制度について、退所・利用者の変更等を含む情報のやり取りが煩雑。 ○市内についても提出の際は、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付額は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を行なっている。ただし、支給額は決して正確ではないといふべきである。 ○県においても処遇改善加算の審査事務を行ったり、大まの審査の確認や市町及び申請者との連絡調整を頻繁に行なっている。 ○提案団体と同様の事例が生じていたため制度改正が必要であると考える。 ○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考える。 ○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者とともに事務量が増大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。管外受委託は、件数事態は少ないが、算定そのものが複雑であり、事務の簡素化に取り組む必要性を強く感じている。 ○当町においても管外受委託の該当ケースがあるが、費用の算定から請求、支払い事務に関しては複雑な制度もあり、複雑となるケースがある。給付費の支給に関しては、当該月内の支給となるため非常に苦慮しているところである。管外受委託に関する支給期限を緩和することで事務の効率化が図れるものと考えられる。 ○管内児童の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で算定認定状況や月初人數など給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならず、一定の事務負担が発生している。 ○制度改正の必要性> 管外児童に係る毎月の給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一端は立て替え、年度終了後に国から国費負担金の特例として全額補填する仕組みにすれば、事務軽減の一歩が見込める。 ○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に問わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議などしているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。 ○については、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしきみが必要であると考える。	-	【豊田市】 ○現地の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	<結論> ○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、県の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。	子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ、法施行後5年を目途に行う法見直しの中で、1期目の計画期間の実態について検証を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行なう。 なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。
管外受委託児童に係る請求及び支払い事務について、提案事項に対するご回答をいただきたい。 事務量が増大している原因是、自治休間での情報共有を前提とした仕組みでありながら、そのためのツールが整備されていないことだと考える。各施設における認定状況や各月初日在籍児童数などの情報を広域的にデータベース化し一元管理することや、都道府県単位で広域組織が給付事務を行うなどの仕組みづくりが必要である。	-	【静岡県】 施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に確定し、遅延して適用することが可能とされているものの、各施設・事業者においては、遅延して加算が認定されないこととなつた場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速やかに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しいただきたい。 【山陽小野田市】 「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。 また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	<設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化> ○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件(例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等)を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能とする仕組みを許容するべきではないか。 ○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理な差があるからであり、施設がそのような変更を行なう誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。	施設型給付等は各市町村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな差異があり、入所調査等にあたっては、両市において引き続きその時期や調整方法等を十分に協議の上、ご対応いただきたい。

文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
	団体名	支障事例											
215	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。	施設型給付費等の算定方法については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であることで、加算額の積算方法を極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の経減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層対応力である。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に係る費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちなか市、川越市、海老名市、静岡県、城陽市、豊田市、大阪府、伊丹市、浅口市、山陽小野田市、徳島県、島根県、北九州市、新潟市、佐賀県、長崎県、大村市、熊本市、延岡市	○(1)「処遇改善等加算に係る事務」 項目が追加された。平成29年度は当該算定の認定にあたり、研修受講の要件は不問とされたが、施設側の不安心があつて、さらに、従来からの処遇改善等加算の適用時期が不明確であり、施設側での対応が困難であり、当該算定に際しては、算定する可能性があることを示す事務の簡素化を図っている。また、平成28年事務連絡においては「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する算定方法を示すとともに、算定の変更が無い場合は提出を省略することが可能であることを示す。 ○(2)「(市)システムによる請求事務の指導・助言」 施設が自ら給付額を算定することによる困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。 ○(3)「Q&A集を発出するとともに、加算申請項目による事務負担が増大した。」 基準年度の賃金水準の考え方など処遇改善等加算に係る事務に対する理解が浸透していないこと、加算申請項目による事務負担が増大している。 ○(4)「ステムファイルを提供してほしい。」 市システムによる請求事務の負担軽減を図っていただきたい。	○(1)「処遇改善等加算に係る事務」 項目が追加された。平成29年度は当該算定の認定にあたり、研修受講の要件は不問とされたが、施設側の不安心があつて、さらに、従来からの処遇改善等加算の適用時期が不明確であり、施設側での対応が困難であり、当該算定に際しては、算定する可能性があることを示す事務の簡素化を図っている。また、平成28年事務連絡においては「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する算定方法を示すとともに、算定の変更が無い場合は提出を省略することが可能であることを示す。 ○(2)「(市)システムによる請求事務の指導・助言」 施設が自ら給付額を算定することによる困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。 ○(3)「Q&A集を発出するとともに、加算申請項目による事務負担が増大した。」 基準年度の賃金水準の考え方など処遇改善等加算に係る事務に対する理解が浸透していないこと、加算申請項目による事務負担が増大している。 ○(4)「ステムファイルを提供してほしい。」 市システムによる請求事務の負担軽減を図っていただきたい。	○(1)「(市)システムによる請求事務の指導・助言」 施設が自ら給付額を算定することによる困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。 ○(2)「Q&A集を発出するとともに、加算申請項目による事務負担が増大した。」 基準年度の賃金水準の考え方など処遇改善等加算に係る事務に対する理解が浸透していないこと、加算申請項目による事務負担が増大している。 ○(3)「ステムファイルを提供してほしい。」 市システムによる請求事務の負担軽減を図っていただきたい。	○(1)「(市)システムによる請求事務の指導・助言」 施設が自ら給付額を算定することによる困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。 ○(2)「Q&A集を発出するとともに、加算申請項目による事務負担が増大した。」 基準年度の賃金水準の考え方など処遇改善等加算に係る事務に対する理解が浸透していないこと、加算申請項目による事務負担が増大している。 ○(3)「ステムファイルを提供してほしい。」 市システムによる請求事務の負担軽減を図っていただきたい。

【全般】

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務処理に多大な労力を費やすており、施設にとっても大きな負担となっている。結果として施設がより良い子育て環境に注力できるような状況となっていない。</p> <p>「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたあるが、この方法では教育・保育従事者及び常勤・非常勤の別に報告が必要となっている賃金改善実績報告書の作成に対応できず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実績報告書の簡素化が必要である。</p> <p>処遇改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公定価格総額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度を理解し自ら給付費を容易に算定できる仕組みにすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されていないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。</p> <p>今後、事務負担の軽減について検討をしていくことだが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されるよう、十分考慮していただきたい。</p>		<p>各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解</p> <p>見解</p>		<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>
<p>【静岡県】</p> <p>処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。</p> <p>【山陽小野田市】</p> <p>回答にあるような簡素化をもってしても、多大な事務の負担解消には至っていない、保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。</p> <p>【山形市】</p> <p>事務連絡、Q&amp;A集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入つてから発出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集、配慮、資金計画や、自治体の予算編成のために、適用すべき年度の前年度に通知やQ&amp;A等を発出し、理解につなげるべきである。また、加算認定に至っていない場合(概算払いや等)についても言及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、国通知が発出しないことによるものである。施設や自治体側が加算認定に至らないとする要因がある場合は、平成27年2月3日事務連絡の有効性が疑問である。各種要短が発送され後から入力されなくなっている状況では、「自治体の実情により必要と認められる場合」とは考えられない。</p> <p>取扱いについての理解を深めるためにには、Q&amp;A集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期間に合うように発出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>処遇改善等加算については、従来より通知やFAQで取り扱いを示すとともに、平成29年度当初予算により措置した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした説明会の実施に係る費用や事業者からの賃金規程等の相談に応じる職員(社労使等)の雇上賃、電子システムの改修に係る費用等の支援を自治体に対して行い、処遇改善等加算の円滑な実施を支援することとしている。</p> <p>なお、「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」と賃金改善実績報告書の作成における書きぶりとの対応については、対応を検討していただきたい。</p>		

文部科学省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 【全般】	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									支障事例	各府省からの第1次回答
221	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育・保育施設及び特定地域保育事業に対する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく施設監査及び確認制度に基づく確認監査の強化	特定教育・保育施設及び特定地域保育事業に対する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく施設監査及び確認制度に基づく確認監査の強化	○国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について)(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号)により基本の方針・士官服事項及び若職員点が示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく施設監査及び確認監査の指導監査項目は複数ある場合において、重複項目が同一化が図られることにより、重複項目について、責任の所在が明確になるとともに、監督主体の負担が軽減されることにより、限られた人員の中で、監査頻度の増加や違反の疑わしい施設等に対して臨時の監査が実施される。○監査項目は半数程度、同じ監査項目においても監査の準備、実地指導、結果の取り纏め等を二重に行うことになり、書類作成や実地対応において事業者及び監査主体に多大な負担が生じている。○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認監査を複数実施する場合においても、実施時期と確認監査実施者間で協議の上、一元化されるよう明確化を求める	○重複項目の一元化が図られることにより、重複項目について、責任の所在が明確になるとともに、監督主体の負担が軽減されることにより、限られた人員の中で、監査頻度の増加や違反の疑わしい施設等に対して臨時の監査が実施される。○監査項目は半数程度、同じ監査項目においても監査の準備、実地指導、結果の取り纏め等を二重に行うことになり、書類作成や実地対応において事業者及び監査主体に多大な負担が生じている。○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認監査を複数実施する場合においても、実施時期と確認監査実施者間で協議の上、一元化されるよう明確化を求める	・児童福祉法第46条 ・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号) ・子ども・子育て支援法第14条、第38条 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日平成28年6月20日一部改正)府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号) ・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松戸市	福島県、川越市、海老名市、知多市、京都府、箕面市、徳島県	○認可制度に基づく施設指導監査と確認制度において重複項目について一元化されれば、実施自治体にとっても施設によっても事務の簡素化や責任の所在の明確化が繋がると思われる。 ○施設監査と確認監査の所管部局が異なっており、重複する項目を二重に監査することによって検査を行うこととなるが、監査の負担経済と責任の明確化につながる。 ○確認の取消しに値するような不適切な施設が存在した場合に、速やかに不適切な事由を発見することができ、その結果を認可主体の共存することで、認可消しの行為も速やかに目撃することが可能となることが期待される。 ○当市においても、同様の事例が発生しています。 ○確認監査及び業務管理体制監査の実施内容は、施設が適正に運営されているかの監査について重複する部分もあるが、基本的に、都道府県と市町村がそれぞれの権限・責任に基づき、適切に監査の実施範囲に内包されるべきものです。それぞれの施設の認可権者が行う施設監査において監査の制度とするのが筋筋です。全面的な制度の見直しが求められると考えます。 ○新制度施行により市において確認指監査を行う必要が生じているが、県が行う施設監査と確認指監査の項目分けが正確でない。 また、県と市が別に監査することとなると何度も監査を受けることになり事業所としては負担が大きい。 監査項目について、県と調整し、より確実に効率的な監査を実施すべきと考える。 ○本市においても、新制度幼稚園について、施設監査は県が、確認監査は市が主体となって行うこととされており、集団指導は毎年行っているが、実地指導については県と調整が図られておらず実施に躊躇していないのが実情である。	子ども・子育て支援新制度においては、従来の都道府県が実施する施設監査に加え、施設型給付、地域型保育給付を支払うあたって、子ども・子育て支援法に基づく認可を行ふ必要があり、確認における指導監査等については、市町村に、法律に必要な限度において報告や立入、帳簿の検査を行うこととなるが、監査の規定が設けられているところ。(子ども・子育て支援法に基づく認可施設・事業に対する子ども・子育て支援法による給付)学校教育法や児童福祉法に基づく、施設・事業に対する子ども・子育て支援法を実施することとしており、例えば都道府県の場合は、児童福祉法に基づく施設監査で主に配置基準、面積基準、施設及び設備基準を子ども・子育て支援新制度に基づく確認監査で利用定員に関する事項や、運営、給付に係る事項を監査することとしている。 ご指摘のとおり、都道府県と市町村が実施する認可監査の項目について重複する部分もあるが、基本的に、都道府県と市町村がそれぞれの権限・責任に基づき、適切に監査の実施範囲に内包されるべきもので、それぞれの施設の認可権者が行う施設監査において監査の制度とするのが筋筋です。全面的な制度の見直しが求められると考えます。 ○新制度施行により市において確認指監査を行う必要が生じているが、県が行う施設監査と確認指監査の項目分けが正確でない。 なお、「特定教育・保育施設等指導監査」の(2)2)留意事項において、「可能な限り、当該都道府県等が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と同時に実施するほか、監査の際に求める資料やその実施等について県内において統一化などを図ること」としており、監査項目も含め各都道府県内の事情に応じて効率化や負担経済に努めることとしている。 例えば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる(相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略する)ことまで妨げるものではないため、それぞれの都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能である。 なお、当然のことながら、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう、十分な注意が必要である。
222	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の申請手続き	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募により決定する場合に、市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定していることに準ずることを条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。	事業者公募を行う際、公募前に国庫補助金の内示が必要となるが、現在の交付金の事前協議において、市町村内で既に保育所又は認定こども園を運営するなどしていつの適格性が担保されている事業者から新たな施設整備の相談を受けている。また、認定こども園施設整備交付金要綱については、要綱上、事前協議における整備計画の策定基準の中で、法人の適格性について、「役員賃金や資本計画等が適正であり、健全で安定している」と記載されているが、事業者が決定していることが求められているのか不明確であるため、上記で求める保育所等整備交付金交付要綱の制度として頂いた。	事業者未定であっても、市町村内で既に保育所又は認定こども園を運営するなどしていつの適格性が担保されている事業者から新たな施設整備の相談を受けたり、市町村の施設整備予定に基づいて市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定していることに準ずることを条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。	保育所等整備交付金交付要綱 平成28年度保育所等整備交付金に係る協議について 平成29年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について	文部科学省、厚生労働省	宇治市	福島県、福井市、磐田市、伊丹市、淡路市	○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請書も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。 ○事前協議書が柔軟に行えず、年度内の施設整備が完了できないことが想定されるため、活用しやすい仕組である。 ○必ずしも事前協議の段階で法人を確定できる場合ばかりではないので、すでに園を運営しているなど一定の適格性が担保されるならば仮事業者とすることは賛成	認定こども園施設整備交付金について、事業者が確定しない段階で、事前協議を行うことを可能とした場合、 ①交付対象として適切な設置主体であるかの確認ができないこと ②事業の確実な実施が担保できず、適切な執行管理ができないこと なお、当該交付金については、 ①事前に年間スケジュールを示すとともに ②複数回の内示を行うこととしており、市町村の整備計画にあわせたきめ細かな対応をとっているところである。
182	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	【提案の背景】 福祉系の学科・コースを持つ高校等で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。  【提案事例】 地域で必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定により、定めたもの)に基づき、平成27~29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目指す。現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。 ②については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。 【支障事例】 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るために指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科単位を圧迫することで幅広い知識・教養を習得しなければならないこと、専門性を磨くことで、介護福祉士としての質の向上が図られる。多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の振り起こしがながる。 このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の単位を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等學校卒業者が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その後、高等学校で履修修修の科目についても改めて履修しなければならない。当県は7歳以上の高齢者人口の伸び率が全国一であることから、県内における介護人材の確保は重要な課題となっている。高校進学時に福祉の道を志した貴重な人材に対して、介護福祉士を目指す者には、余計な負担(同じ科目の2重履修)がかかる。 ○介護従事者が不足しており、本提案のとおり受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。	【提案の背景】 福祉系の学科・コースを持つ高校等で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。  【提案事例】 地域で必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定により、定めたもの)に基づき、平成27~29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目指す。現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。 ②については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。 【支障事例】 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るために指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科単位を圧迫することで幅広い知識・教養を習得しなければならないこと、専門性を磨くことで、介護福祉士としての質の向上が図られる。多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の振り起こしがながる。 このため、福祉系学科・コースを持つ高等學校であっても、指定校の単位を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等學校卒業者が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その後、高等学校で履修修修の科目についても改めて履修しなければならない。当県は7歳以上の高齢者人口の伸び率が全国一であることから、県内における介護人材の確保は重要な課題となっている。高校進学時に福祉の道を志した貴重な人材に対して、介護福祉士を目指す者には、余計な負担(同じ科目の2重履修)がかかる。 ○介護従事者が不足しており、本提案のとおり受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条	文部科学省、厚生労働省	別紙あり	長野県	酒田市、埼玉県、神奈川県、川崎市、横浜市、大坂市、鹿児島市	○福祉系学科の教科内容が全国的に統一されているならば、単位の通算は何ら支障がないものであり、介護福祉士の確保に繋がりますので、緩和すべきだと考えます。 ○当県内の福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことができないところがあり、当該高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修修修の科目についても改めて履修しなければならない。 ○当県内でも、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修修修の科目についても改めて履修しなければならない。当県は7歳以上の高齢者人口の伸び率が全国一であることから、県内における介護人材の確保は重要な課題となっている。高校進学時に福祉の道を志した貴重な人材に対して、介護福祉士を目指す者には、余計な負担(同じ科目の2重履修)がかかる。 一方、現行では、原則、高等学校で履修修修の科目について、教育内容が相当するものと認められる場合には、一部の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなすことが可能となっている。 ○また、大学、短期大学又は専修学校等において養成施設では、養成施設ではない他の大学、短期大学又は専修学校等において履修した科目について、教育内容が相当するものと認められる場合には、一部の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなすことができる。 ○また、大学、短期大学又は専修学校等において履修した科目について、教育内容が相当するものと認められる場合には、一部の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなすことができる。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
現行制度で対応可能であるのであれば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査にゆだねることができることを明確にすること通知の発出を求める。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管府省からの回答が「都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査にゆだね（相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略する）ことができるることについて、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう十分な注意が必要であるが、実効性のあるメリハリをつけた監査となるよう周知する通知等を発出することを検討する。	
本市においては、保育所・認定こども園・地域型保育施設を新設する場合に、事業者決定の公平性や決定過程の透明性を確保するために、公募による事業者決定を行っており、公募前に、事業者に対する施設整備補助の予算が成立していることを条件として、当該公募を行うことが可能となります。 当初予算を根拠として公募を行う場合は、交付金のスケジュールの関係上、予算の成立時期が交付金の内示前となるため、公募による事業者決定の後に事前協議を行い、交付金の内示を行った後、別途事前協議を行うことになります。 今後の事業者決定においては、公募による緊急的な状況であるため、国の手帳が現状のままであれば、本市においては補正予算による緊急的な保育所等の新設ができないことがあります。今後も、緊急的な施設整備等のために補正予算による対応が必要となるケースは発生すると思われますので、保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の事前協議において、本市の提案どおり、事業者が決定していることに準ずる状態であれば、事前協議への参加を認めていただきたい、再度のご検討をお願いいたします。	—	【磐田市】 ○想定される懸念事項を解消できる「法人が確定していることに準じる条件」の検討をしていただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 法人から新たな施設整備の打診を受けている段階等、事業者が確定しない段階で事前協議を行うことを可能とした場合、適切な事業者かの確認や事業の確実な実施の担保ができるなどから、緩和をすることは困難である。 ○ それぞれの市町村の実情に応じた時期に事前協議が実現されること等については引き続き取り組んでいきたい。	
○本県の福祉学科・コースのある高等学校では、学留指導要領に基づいた十分な一般教養と福祉施設との連携による専門知識・技能をバランスよく履修し、介護人材としての知識・技能を加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるよう努めており、本県の福祉学科・コースのある高等学校を卒業した生徒が介護福祉士養成施設で不足科目等を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設を通じて、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応できる十分な知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の資格を取得することは十分と考える。 ○現行、介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設（2年以上）、②福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設（1年以上）、③福祉系高校（3年間）は同等に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的ではないのではないか。 ○長野県の福祉学科・コースのある高等学校の教育内容と介護福祉士養成施設の教育内容の実質的同等性の検討状況はどうか。（可能であれば追加共同提案団体についても同様）	—	【酒田市】 ○後段については、受講内容の共通化などをして、各学校段階で受講できるようにしたうえで、学校自体の卒業単位という位置づけから切り離し、介護福祉士資格取得のための必要受講科目にすることで高校でも大学でも履修実績を共有できるものと思われます	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 総履修時間数の不足を理由に福祉系高校の指定を受けていない高校についても、教育内容の領域ごとの教員要件・施設設備に関する要件を満たす場合には、養成施設における科目の履修に代えることを認めるべきではないか。 ○ 介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設（2年以上）、②福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設（1年以上）、③福祉系高校（3年間）は同等に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的ではないのではないか。 ○ 長野県の福祉学科・コースのある高等学校の教育内容と介護福祉士養成施設の教育内容の実質的同等性の検討状況はどうか。（可能であれば追加共同提案団体についても同様）	第1次回答のとおり、介護福祉士養成施設の基準としては、原則2年間1850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件・施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したことと認めるることは、介護福祉士の資格の低下を招く恐れがある。 また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすこととはできないこととなっており、ご指摘の提案については実現困難である。